

長野県議会

議長 本郷一彦 様

地方交付税削減による県職員への給与カットに
慎重な対応を求める要請



2013年6月19日

長野県地方公務員労働組合共闘会議

長野県職員労働組合

長野県企業局労働組合

長野県教職員組合

長野県高等学校教職員組合

地方交付税削減による県職員への給与カットに慎重な 対応を求める要請

長野県政発展のため、日々ご尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。また、平成25年 2月定例会の議第10号において内閣総理大臣等あてに「地方公務員給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書」を全会一致で御可決いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、政府は2013年3月29日に地方交付税削減法を可決させ、地方公務員給与を国家公務員並みに引下げる財政的な枠組みが確定しました。そのことを受け、総務省は各自治体に対し、地方公務員の給与を7月から引き下げるよう強要したため、県当局も地公労に対し、5月14日に県職員の給与カット提案をして来ました。提案内容について、労使双方は、誠意をもって交渉を重ねてきましたが6月18日の未明には、お互いの立場の違いから合意に至らず交渉は終結しました。

県当局との交渉において、今回の国の措置が問題であることは労使の共通認識であることを確認していますが、結果として、国の強要に応じる手法としての県職員の給与カットは、地方自治の本旨に反する重大な事項であるため、地公労としては譲ることはできないと考えています。また、今後を展望し

たとき、これまでの県当局との健全な労使関係は引き続き維持していく必要性を確認したところです。

県職員の給与は県内市町村をはじめ、地方に働く多くの中小民間労働者の給与に影響を与えます。さらに国の地方交付税削減は財政基盤が弱い地方の自治体ほどその影響が大きく地域経済の一層の疲弊が進むことが想定されます。このことは「大都市優先、地方切捨て」が加速し、日本経済全体のデフレが悪化することは明らかであり、とうてい許されることではありません。

このため、貴職におかれましては国に対し、次年度以降、地方自治の本旨に反する地方交付税削減を行わないよう要請をお願いするとともに、県職員への給与カットの扱いに対しても慎重審議いただきますよう要請します。

2013年6月20日

長野県職員労働組合 中央執行委員長 北原正喜

長野県企業局労働組合 中央執行委員長 阿部裕一郎

長野県教職員組合 執行委員長 加藤善正

長野県高等学校教職員組合 執行委員長 細尾俊彦

2013年6月19日

長野県議会

議長 本郷 一彦 様

長野県地方公務員労働組合共闘会議

長野県職員労働組合 中央執行委員長 北原 正喜

長野県企業局労働組合 中央執行委員長 阿部 裕一郎

長野県教職員組合 執行委員長 加藤 善正

長野県高等学校教職員組合 執行委員長 細尾 俊彦

国に対して地方財政の充実・強化を求める意見書提出の要請

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、教育、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に対し、下記の趣旨の意見書を提出されますよう要請します。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。